国立大学法人東京医科歯科大 M&Dタワー26階ファカルティラウンジの使用に係る申合せ

平成22年9月9日 管理・運営推進協議会申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。) M&D タワー2 6階ファカルティラウンジ(以下「本施設」という。) の使用について、「国立大学法人東京医科歯科大学講堂等使用取扱要領」(以下「要領」という。) 及び「国立大学法人東京医科歯科大学講堂等使用取扱要領の運用」(以下「要領の運用」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

- 第2条 次に掲げる場合は、要領第2条第2項第4号に該当するものとして取り扱うものとする。
 - (1) 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程(平成16年規程第1号。以下「規程」という。)に定める組織(大学が別に定める組織、当該組織の構成員によるサークルや親睦会を含む。以下同じ。)が主催する行事及び会合
 - (2) 規程に定める組織が主催する役職員と同窓生、元役職員又は学外からの来訪者との行事及 び会合
 - (3) 同窓生又は元役職員の交流
- 2 前項各号の使用にあっては、個人による使用は認めない。
- 3 本学の役職員以外の者については、第1号第2号及び第3号の場合を除き、要領第2条第2 項第1号から第3号以外の使用は認めない。

(使用許可願)

第3条 本施設の要領第4条に定める講堂等使用許可願の提出は、使用予定日の12か月前から 受け付ける。

(使用料)

- 第4条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる場合は、要領第5条の規定にかかわらず、使用料を免除する。
- 2 使用料の支払手続きについては、この申合せの定めるところによる。

(使用料の支払手続)

- 第5条 使用料は、講堂等使用許可願に基づき、収入担当部課において請求書を発行する。
- 2 使用料は、原則として銀行振込とする。
- 3 使用責任者は、講堂使用許可願の提出時に、請求書の発行に必要な住所、団体名、代表者氏名、請求書送付先が異なる場合は送付先の住所、宛先及び振込者の名称を記入した書類を併せて提出しなければならない。
- 4 使用料の納入があった場合、収入担当部課は管理担当部課に入金確認の連絡をするものとする。
- 5 管理担当部課は、入金確認の連絡を受けた後、使用責任者に講堂許可通知書を交付するもの とする。

(誓約書)

第6条 使用者責任者は、誓約書(別紙様式)を学長に提出しなければならない。

附 則

この申合せは、平成22年9月9日から施行する。 附 則(平成23年8月1日申合せ) この申合せは、平成23年8月1日から施行する。

誓約 書

M&D タワーファカルティラウウンジを借用するにあたり、下記の事項を厳守することを本誓約書をもってお約束いたします。

- 1. 会場使用前日、または当日に大学内やその付近において、不測の事態が発生した場合は、 大学からの使用中止の指示に従います。
- 2. 大学の業務遂行上、止むを得ない事情が生じた場合は、使用の日時もしくは会場の変更、使用中止の指示に従います。
- 3. 会場使用に際して事故等が発生した場合は、大学にその責めを求めず、使用者として一切の責めを負います。
- 4. 会場の使用に際して機器備品・設備等に毀損または紛失があった場合は、その損害を現物もしくは代金をもって弁償いたします。
- 5. 使用承認書に記載された使用場所、時間、目的を厳守します。
- 6. 使用権を譲渡・転貸しません。
- 7. 使用場所に許可なく特殊設備を施しません。
- 8. 定められた場所以外への貼り紙はいたしません。
- 9. 営業を目的とする物品の販売および陳列はいたしません。
- 10. 施設内及び周辺でのちらし・ビラ配布・募金活動は行いません。
- 11. 施設内の備品を移動した場合は、必ず元に戻します。
- 12. 大学内は禁煙のため、喫煙は所定の場所で行います。
- 13. 裸火・危険物は持ち込みません。
- 14. 振込期限内に使用料金を振り込まない場合は、使用許可を取り消されても異議申立ては いたしません。
- 15. 本誓約書、申請書、付随する文書等の記載事項を会場貸出の目的のために関係部署にて使用することに同意します。
- 16. 冷蔵庫を使用する場合は、使用時のみ電源を入れ、使用後はトレイに溜まった排水を流しに捨て、電源を切ります。

年 月 日 国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

> 使用団体名 使用責任者氏名